

當廳、於アハ主務課ヲシテ縣下ニ〇〇三

工場中、八月十五日現在従業員一〇〇人  
以上ノ工場ニ〇六ニ対シ現況ヲ調査スルニ  
(八月二十九日現在)

(1) 操業繼續工場ハ調査工場ニ〇六中

五五

二六・七%

(鐵道關係工場最多ク三〇ヲ數フ)

(2) 轉換予定(既、轉換セルヲ含ム)工場ハ

調査工場ニ〇六中 六九

三三・五%

(土運運輸関係工場最多ク三〇ヲ數フ)

(3) 態度未定(廢止見込ノモノヲ含ム)工場ハ

調査工場ニ〇六中 八

三九・八%

1 狀況ニシテ此ノ旨ノ消息ヲ物語リ

居レリ

更ニ各別ニ其ノ動向ヲ見レバ次ノ如ク

(1) 操業繼續工場ノ動向

操業繼續工場ハ敗戦ニ因リ直接ノ

打撃ノハ甚シクザル為メ企業者ノ不安

動搖ハ甚クシト云々今後米國側ノ

要求如何ニ依リ推移アルヤニ計リ

難シトノ懸念ヨリ一様ノ不安ヲ抱キ

ツ、操業ニ居ル如ク隨テ暫時下ノ

如キ霸氣ハ見當ラズシテ只一種ノ

安堵感ヲ以テ操業ニ居リテ尙向符

異動向ヲ看ス

(2) 轉換工場(既ニ轉換セシメテ合ハ)ノ動向

切換轉換ノ容易ナルハ平和産業ヨリ軍  
 需工場ニ轉換せんモノ、如キモ前掲ノ  
 如ク其ノ數額ノ一部ハ軍需工場ニ  
 轉換換頭書ヨリノ赤字ノ補填シ  
 得ス且新投資ヲ余儀ナクセラレ  
 更ニ今後生糸、販路等ヲ夏慮  
 スル処ヨリ最少限度ノ規模ヲ  
 以テ目下試作的ニ蠶糸、農機  
 具等大衆向キノモノヲ製作シ居ん  
 天ノヲ見受ケテ、天大部分ハ未着  
 手ノ状況ニシテ一般ノ将来同種工  
 場が増加セバ製品ノ下落ハ至ニシテ  
 共倒シノ時機到来セントノ懸念アリ

今後、指標ヲ與ヘテ、度々ノ要望サハ

指頭レツ、アハル状況ナリ

(3) 轉換未定工場、初回

轉換未定工場ハ主トシテ規模大ナル工

場ニシテ、素材工場航空機関係工

場多ク之等前記ノ如ク本社側、

態度決定ヲ待テ、アハル一部ニハ

資材難、赤字ニ依リ、決濟ツカサレ

等ヨリ、轉換ニハ程遠ク、相當數、

工場閉鎖一時休止ノ事生ズルヤモ

知レサレハ状況ナリ、其、他縣

合國側ト、條約快定ニ依リ、我國

産業界ハ必至ナルヲ以テ、高層ヨリ、方面

明示ヲ待リテ決定セシト日和見の状態  
度ヲ持スル也

有力轉換工場ノ下請帳力工場タラント

逸進シ居ル也 (弱小軍需工場ニ多シ)

將來ノ生産過剩ヲ来ル致路ヲ

憂慮シ轉換ヲ躊躇スル也

軍需工場當時ノ赤字消却ニ慥ニ

未ダ轉換ノ道程ニ到達セザル也

等其ノ内面的様相ハ極メテ複雑ナル也

アムヤニ認メラレ

(三) 工場ノ動向

糖下軍需工場ニハ二千余工場

ニシテ其カ従業員數ハ約十四万人ニシテ

長  
手  
系

之が帰趨に付テハ重要関心事ナリ  
従業員ノ指置ニ関シテハ前記ノ如クナルガ  
更ニ主務課リテ多調査セシメタル所

調査工場 二〇六中 八月十五日現在

従業員数ハ學徒 挺身隊 職員

工員ノ總計 一三、七二五名 ニシテ

之が帰趨状況ハ

(1) 解雇者数

職員 八四九名

工員 一三、一四一名

合計 一三、九九〇名 一五五%

(2) 一時取返者数

農家出身者 一六、六四三名

(2) 殘業者数ハ

其他

七、八八一名

合計

二四、七二四名

二九、四%

取員

九、二四四名

工員

三六、九九六名

合計

四六、二四〇名

五五%

ヲ示シ居レリ

次ニ解雇事由ノ總括状況ヲ見レバ多少ニ

不為解雇事案アルモノノ調査ノ場

ニハ六中 九〇 (四三、七%) ニシテ細別

セバ次ノ如シ

解雇事由別  
従業員数等、都合ニ因リ

三十一

備考

長  
予  
系

臨時、産解産

出勅不良者解産

病欠者、解産

帰農者、解産

農家出身者、解産

希望、速取

事業縮小、為、解産

事業停止見込、為解産

工員、初、見、終、大詔、優、免、也、

又、従業員、之、異、状、衝、撃、其、悲、憤、

、破、壊、等、出、于、此、等、津、

、乱、利、様、ヲ、重、ク、從、業、員、輕、率、了、旨、

勅、事、例、ヲ、拾、入、

一 新事態、為、

一 為、解産措

一 置、括、り、

一 卜、認、り、

一 帰農者、解産

一 以下、

一 五、二、工、場

一 三、五、二、%

一 一、

一 九、

一 二、

一 二、

一 四、

一 二、

一 一、



岡谷市 淺野航空岡谷工場 = 於アハ八月

廿七日由金從業員ヲ集合セシメ 大詔

奉戴式ヲ挙行後 會社側ヨリ工場ハ

一時閉鎖ノ止ムナキ事情ヲ説明セル所也

憤懣セル工員 高橋外數名ハ青訓用

銃劍並ニ工具類ヲ以テ窓カラスヲ破摧

ニ更ニ之ニ附和雷動セル工員ハ製器破

壊ノ挙ニ出タリ

右ノ如ク一時自暴自棄的動向認メラレタル時

日ノ経過ト共ニ漸次諦觀的態度ニ移行

ニ自發的ニ帰農者トハ解雇ヲ要望ス

ルモノ等出テタルが目下最ニ深刻ナルハ工場

閉鎖ニ伴ヒ失取セル工員ニ多ク是等ハ残

存工場ニ就取運動ヲ展開スル等々復雜ナル様相ヲ露トモシツ、アリ

八月末ヲ以テ管下工場、従業員ハ帰農等一應暫定の措置ヲ終了シ他ニ取テ

キモノ其ノ他事情ニムラ得ザンモノカ残勞カ至還境ノ整備ニ當リ居ルカ總ニテ生氣ヲ

衰イ機我取動作レ居リ持自是傾向トシテハ從前ハ相当收入ノモノ今ノ回約半

良キ為ニ場給食ニ満足セズ近隣農家ノ食糧ノ買出しニ行

シカ最近ノ收入減ト今後ノ經濟上ノ不安ヨリ買出しニ赴クモノ著減ノ模様ニシテ

所定ノ食糧ニテハ空腹ヲ覺ユル所ニテ勤勞

意欲其甚レシク其子レシクニ

手レ

才嫌と合法ナリハ胸傾向・移術シマ・アリ  
(関係者言動・後)

總シテ軍需工場工負ハ永続且・確實

性アル縁勵場キナト見解ヨリ收入

ノ大半ヲ會制限的ニ食法ニ依リ向ケ居

リ野葛田等ナキ為矢取・依リ家庭生

活ニ適迫ヲ求メタル見度ケレ近時松原

ニ支出ヲ抑制シ高價ナル配給品(酒等)ハ自

ラ遠慮スル等車案教件ヲ集メ入リ

又工負社完直工至住為街ニ於テハ夫ノ矢

取ヨリ生活開順ヲ饒リ夫婦喧嘩等家庭

紛議増加ノ種々ニテ校檢的気分ヨリ子

弟ニ比噴火ノ等事案饒出ノ状況ニシテ取場

系

收外... 從... 變... 動... 相  
當注意... 單... 斯...

目下勞餽... 發生... 見... 工... 場... 縮... 少...  
二... 伴... 債... 金... 一... 副... 減... 八... 使... 至... 狀... 况... 以... 子... 也... 對... 工... 員...  
不... 滿... 視... 之... 估... 以... 子... 今... 後... 債... 負... 金... 支... 給... 之... 議... 紛... 紛...  
議... 發... 生... 予... 想... 也... 以... 子... 以... 子... 變... 中... 十... 八... 日...

... 債... 金... 一... 副... 減... 八... 使... 至... 狀... 况... 以... 子... 也... 對... 工... 員...  
... 不... 滿... 視... 之... 估... 以... 子... 今... 後... 債... 負... 金... 支... 給... 之... 議... 紛... 紛...  
... 議... 發... 生... 予... 想... 也... 以... 子... 以... 子... 變... 中... 十... 八... 日...

外國人之動向ニ就テ

外事

館長下居住外國人八十三ヶ國代表大公使館員  
 二二五名 及一般外國人 三十五ヶ國 一八八二名計  
 二一〇七名ニシテ内聯合國創國籍人二四二名(除  
 華僑) 其ノ八九、一% 一八七八名ハ輕井澤地籍  
 ニ居住中ナリ  
 八月十五日大詔演奏後ニ於ケル之等在任外國  
 人之動向ヲ概觀スレバ左ノ通り  
 一、一般狀況トシテハ世紀ノ世界戰爭ガ終結ニ  
 人類ノ平和克復ヲ謳歌シ居リテ當時ハ極  
 度ニ昂奮ノ情ヲ示シ各般ノ新情報蒐集  
 又為各國公館員ヲ中心トシテ各國人相互

長野縣

ノ往訪極メテ頻繁ニシテ活潑ナル動キヲ見  
セタルカ我國民ノ態度ニ平靜ニ歸スルヲ教  
自ラ出スルヲ漸次平常ニ復シ来ルルカ夫々  
祖國ノ帰趨ニ對シ注目スルト共ニ自己保身  
ノ見地ヨリ身辺ノ危険ヲ憶測シ自發的ニ  
警察ニ對シ積極的保護方ヲ要望スルニ  
態度ヲ示セリ 上局ヨリ御指示モアリ 當廳  
ニ於テハ在留公館又館員並ニ一般外國人ニ  
對シ意介ノ警察官ヲ專從乃至特命ニ不  
測ノ不祥事案ノ發生ニ對シ保護警戒ニ當  
ラシメツ、アリ 現在迄ノ處在留各國人相  
互間及我國民トノ間ニ紛爭摩擦其他警  
察事故ノ發生ヲ認メズ 尚一般ニ極メテ平靜

二、こころ 格別特異ノ点ヲ認メズ

在留各國公館及館員ノ動向ハ亦後漸次平

靜ニ復シ格別ノ動干ナキモ 其ノ態度甚シク

尊大トナリ 来レル及面私生活ニ付キ 相當危惧

ニ居ルモノノ如ク 瑞西公使 コルセノ如キハ從

来治外法権ノ名ノ許ニ 警察官ニ對シ自己

別荘内ハノ立入ヲ 堅ク拒否シ 来レルハ八月二

十五日ニ至リ 所轄警察署長ニ對シ

ハ 保護ニ當ル 警察官ハ 今後邸内ヲ 巡回サレ

度

ハ 夜間天出来得ル 邸内ノ巡回ヲサレ度

(3) 夜間公使ノ 飼犬ハ 繫留シ 置クマシ

(4) 保護ニ當ル 警察官ノ 数ヲ 知ル 爲ニ 八月二十

又日公使邸に於て面接サレ度

内上京其他旅行ノ際ハ警察官ニ同行サレ度  
ノ如キ申入ヲセラル事案アリ

東京復帰ノ準備ヲ為シツ、アルニ、瑞西外

一、二アルモノノ如キモ、館員ハ依然当地ニ止リ、  
度希望ヲ有シ居リ

三、各國人中特ニ動搖ノ徴ヲ認ムルハ、

伊太利人團信ニシテ聯合軍ノ進駐ニ依リ、  
國人ニ對スル處遇ニツキ、捕虜又ハ抑留等身

柄引渡ヲ要求スル、何等カノ處罰ヲ受ケル  
ニ非ラズヤト、相當深刻ナル危機ノ念ヲ抱キ

居リテ事案ノ推移ニ對シ、慎重靜觀ニ各自  
戒シ居ル情況察知セラルモノアリ



四、聯合國乃至聯合國關係國人、自國軍、進駐ニヨリ、朗色顯著ナルモノヲ認メラル、モ特異ノ動キヲ認メズ

五、中立國其他中立諸國、旧露及無國籍關係ニテリテハ、一時ハ著シク態度ヲ豹変シ、一面傲慢ナル舉措アリシカ、漸次平靜ニ復シ、同時ニ我官憲ニ對シ、部民ニ依リ、加害行為ノ處ラリ、ト、德断ニ保護方ヲ要望スル傾向ニアリ、尚旧露、人ハ依然、及、積威情ヲ有スルモノ多數ニシテ、ソノ聯國籍取得希望者、モ若干アリ、見込ナルモノ、特異ノ点ナシ

六、一般ニ戰爭終結ニ依リ、新生活ノ面ニ於テモ、食料品其他生活必需品、資ノ入平配給等潤澤

ニナルハ、トスル樂觀云易感ヲ抱キ居ルモノアリ特ニ冬月下旬食料及衣料品ノ特配ヲ實施セシカ感謝ノ意ヲ表明シ居リ

七、聯合軍ノ進駐ニ關シ輕井澤地籍ヘノ駐屯ニ對シテハ平和攪亂ノ虞シクハ之ヲ歡迎シ居リ

八、在留外國人ニ於テ帰國希望者ハ一部聯合國人ヲ除キ比較的少數ニシテ約一割程度ナリ尚京濱阪神地方ヨリ転入セルモノニ於テ前住地ニ於テ新事業ヲ興シ又旧職ニ復帰スルニ等シ生活ノ資ヲ得ヘク転居ヲ希望スル外國人ハ月下ノ如ク其ノ數極メテ少ク聯合軍ノ進駐ニ對シテ事態ノ推移ヲ靜觀スルノ態度ニシ

ニシル事態ノ推移ヲ靜觀スルノ態度ニシ

九、在留各國人之意向ヲ徴セシ一致セシ要旨  
无ノ如シ

「物量豊富ニシテ科學文明ノ進歩セシ聯合  
軍ニ對スル日本ノ敗戦ハ当然ノ帰結ナリテ日  
本ノ無謀ナル戦争遂行ハ日本軍部（陸軍）  
ノ帝國主義的指導性ヲヨル横暴ヨリ今日  
ノ結果ヲ招来セルモノニシテ本土戰場化以  
前ニ停戦ノ希詔書ヲ下サレタトハ日本民  
族ヲ滅亡スル救ヒ得ル頗ル時宜ヲ得日英斷  
交スル日本ノ將來ハ要難ノ年月ヲ了ルカ國  
體ノ變革ナキ限リ日本民族ハ再興立上ルテ  
了ラシ

朝鮮人の動向

(一) 一般概況

管内在任中、朝鮮人總數ハ一九八二名ニシテ、戰爭終結ノ聖斷及帝國政府ノ重大発表直後ニ於テハ戰後ノ流行ニ付キ如何ニナルヤ詳細推測スルニ困難トルモノアリ之カ爲メ各地ニ各種ノ流言流布サレ朝鮮人ト内地人トノ間ニ感情的對立ノ豈ラ示シタルモノ僅カニアリシモ膏局ノ戰後施策ノ發表及指導取締ニヨリ日時ノ經過ト共ニ平常化シ目下ノ起極メテ平穩ノ狀況ニ有之

(二) 朝鮮人ノ希望其他ノ關係

朝鮮人ノ在任者ノ中下層階級ノ一部ニ

リテハ朝鮮ノ独立ト云フ事、實ニ其満足ト  
 將來ニ期待ヲ持ツテ帰解シテ要望ナル者  
 豫想此年ニナルカ知識階級及大部人ノ  
 朝鮮人ノ独立ト云フ事、完全ナル独立國家ト  
 稱スルニ等シク支配下ニ置カレ、之ノニシテ寧  
 々日本帝國統治者以上ニ甚シク多クモアリト  
 断シテ將來ニ對スル希望ヲ有セズ、從ツテ永  
 久帰解シテ要望スル者豫想以上少ナキ狀況  
 ニアリ、就中一部多年内地居住者ニアリ  
 テハ大日本帝國ト生命ヲ共ニスル堅キ決意  
 ニ因リ、大東亞戰爭中勝、為敵金、貯蓄  
 生産力ノ増強等皇國臣民トシテ盡シ、來タレ  
 ルニ依リ日本敗戦ノ事實、實トナリタルニ日本

ラ養子帰解スル事、費等ハ絶対出来得ガ  
ルナリト帰解ラ拒否シ内地居住ヲ要求シオ  
シリ

(三) 集田後移住場所ニ於ケル状況

集田後移住場所ニ於ケル管内ノ状況ハ悉  
電所建設工事、軍施設、地下施設等ノ  
外一部工場ニシテ移住者數ハ一萬名以上  
ニアリ(内移入者數者ニ七〇〇名)之等ノ場  
所ハアリテ人混争ノ終結ト共ニ事業中  
止セルモノ棄止セルモノ大部合ニテ之カ為メ新  
ニ就張セントスルモノ帰解セントスル者等カ  
各地ニ量産制ニ蠲集セシニヨリ食糧ノ  
配給之に伴ハホニ等食糧問題ヲ統ソ

長野縣

予迄急ヲ要スルニアリタリ  
當市ノ於テハ之ガ混亂防止ト生活ノ安定ヲ  
期スル為メ現任地ニ在リ當局ノ指示アル迄  
移動セハル様指導取締セルト云々  
二樓ノ目下ノ如特ニ急ヲ要スルニ  
ナリ

一、移入華人勞務者ノ動向

管下ニ於テハ移入華人勞務者ハ九月一日現在

一〇六七名ニシテ其ノ内華人

西筑摩郡王滝村日産糸織水力発電工事場

岡組 百七拾一名

西筑摩郡上松町日産上松水力発電工事場

大倉組 二百七十四名

上水内郡柏原村 黒姫鉱業場

岡組 百二十一名

東筑摩郡中山村師第五〇〇部隊陸軍

工事場

熊谷組 五百一名

十ノ



之等移入幣務者、動向之関之、最、  
 終、結、伴、ノ、動、搖、不、穩、行、動、ノ、防、止、管  
 理、ノ、万、全、等、之、カ、指、導、ヲ、取、締、シ、加、ヘ、ク、来  
 リ、テ、ハ、如、此、管、下、ニ、終、ル、之、等、幣、務、者、ノ、機、能、  
 場、所、ノ、カ、山、間、地、ニ、シ、テ、電、工、事、或、ハ、地、下  
 工、事、ノ、為、シ、直、接、社、会、ノ、空、気、ニ、接、セ、ズ、為、シ  
 今、回、ノ、最、終、ノ、結、尾、日、本、ノ、敗、戦、ノ、裨、益、ニ、  
 シ、和、平、ノ、成、立、ヲ、期、ス、ト、ノ、見、解、カ、ラ、幣、務、者、  
 ノ、心、境、ハ、極、メ、テ、冷、靜、ニ、シ、テ、目、下、ノ、如、特、ノ、内  
 務、大、臣、ヨ、リ、ノ、指、示、ニ、基、キ、テ、作、業、ノ、即、時  
 中、止、及、如、是、過、改、善、ヲ、為、シ、タ、ル、後、ハ、人  
 疾、病、者、ノ、減、退、ニ、体、力、ノ、増、進、等、生、活、ノ、安  
 全、感、ヲ、得、一、方、ニ、カ、係、連、的、施、策、ハ、為、シ

警業當局ヲ信頼スルニ到リ目下ノ処治安  
 上憂慮スル事無ク兆候更ニ認メテ  
 平穩ノ現況ニ有テ

第四、聯合軍進駐ニ對スル各層ノ意御前

本縣ニ對スル聯合軍ノ進駐ハ未ダ

確定ニ至ラズ、從面之ニ對スルニ

二様ノ想像的觀方ヲ為スハ傾向ニアリ

即チ、上層智識層、殊ニ幹井澤在知

名士層ニ有リテハ

「マッカーサー」ニ袖士ヲアリ、マク

カサーモ日本ニ前仕關係モ有リ

決ニテ程度ヲ越エテ苛酷ヲ扱

ル暴行ニハ及ブ又、心配スル

ニ及バズ、

トノ極メテ樂觀的傾向ヲ有リ、他

ノ一般階層ニ有リテハ之ニ相及シ

米軍、進駐ニ依ツテ、吾々ハ秋々  
 敗戦國民ノソレヲ味ハシメラルハ  
 有ラシク、暴行、略奪、其他  
 婦女女子ハ、安住ハ不可能ニハ  
 無イカレ、  
 トノ極メテ恐怖的觀念ニ之ヲ想像  
 シ迎ルルノ状況ニ有リ、殊ニ横兵ハ  
 上陸進駐セル米軍一兵士、不詳事  
 件発表以來、此種領向、慚増ノ  
 状況ナリ、之ニ伴ヒ各種集積物、具  
 等ハ此際、各家庭配給、乏シクハ地  
 下隠匿、方途ヲ講ズルニトスルノ説  
 再交抬頭スルニ至レルノ状況ニ有リ。

中長三(葛友納)

五 農民ノ意向

戦争ノ終結ニ伴フ農民ノ意向ヲ見ルニ

重大発表表裏初ハ悲憤慷慨陣共ノ他政府ノ措置ニ疑惑ヲ抱キ或ハ茫然自失農耕ヲ中止シテ漫然日時ヲ過スモノアル等ノ形容シ難キ様相ヲ露呈セリ

然ルニ日時ノ経過ト共ニ漸次平靜化シ

何ント言フテモ始マラナイ食糧欠ケハ確決

シナケレバナラヌ

等々諦觀的態度ニ移行シツニアリ

最近ニ於ケル特異傾向ハ向暴自棄ヨリ個人主

義的行動ヲ為シテ傾向顯著ナリ

即チ従前ハ戦争ニ直結シテ如何ナル困苦ヲ

五 農民ノ意向

戦争ノ終結ニ伴フ農民ノ意向ヲ見ルニ

重大発表頭切ハ悲憤慷慨軍兵ノ他政存

ノ措置ニ疑惑ヲ抱キ或ハ茫然自失農耕ヲ

中止シテ漫然日時ヲ過スモノアル等ノ形容シ

難キ様相ヲ露呈セリ

然ルニ日時ノ経過ト共ニ漸次平靜化シ

何ント言フテモ始マラナイト食糧欠ケハ確決

シナケレバナラヌ

等諦觀的態度ニ移行シツクアリ

最近ニ於ケル特異傾向ハ自暴自棄ヨリ個人主

義的行動ヲ為シテ傾向顯著ナリ

即チ従前ハ戦争ニ直結シテ如何ナル困苦ヲ

克服シ食糧ノ増産 供出 其ノ他 各種ノ負担  
甘シ 挺身シ 来レルガ 事 態ノ 急変ニ 依リ 其ノ 旨  
標ヲ 裏ニ 結局 未 英ノ 爲メニ 稼 働ヲ 余儀 ナク  
ヒラ ヲトノ 見解 ヨリ 今後ハ 自家 食糧ノ 確保ニ  
止メ 仕出ハ 絶体 庶マストノ 利己 主義的 気運 農  
化マリ

次ニ 指摘 マラシムルハ 領ニ 批判 且 責任 追求 的 態度  
ヲ 示シ タリ 即チ 軍 官ノ 農民 指導ノ 不適 正  
カ 敗戦 ノ 過程ヲ 述ラシメ タルモノト 漸シ 徒ラニ  
農民ノ 困ラ 蔽ニ 重 荷アリ 頁ニシメ タルヲ 以テ 敗戦  
ヲ 転機トシテ 農林 施策ヲ 更ニ 改シ 政府 並ニ 官  
僚・ 潑 刺 有 爲ノ 人材ヲ 起 用スルキモノナリトシ  
要 望 招 頭シタリ

之等ノ片鱗ヲ物語ル言動集摘録スルハ次ノ如キモ  
ノアリ

○如何ナル犠牲モ堪ヘ忍ビ忠実ニ志奉公シテ末  
タモノハ今後ハ下積ナリ戦争犯案者マ細  
協力者カ輩ヲ言クスル様ナク在ノ中ニナルハ  
眞面目ニアル者ハ馬鹿ダ今後ハ自分文ノ  
トヲ道ソテ居ルハ良イレ大小麦ノ未供出者ハ  
今後供出スル必要ハナク

○政府ハ自ラノ責任ヲ明カニセスソレテ民衆ニハ  
忠実ニマレ集トリ教ヘルコトが出来ルカ

○政治ハ國民ヲ欺スルコトヲ本當ノコトハナク



トキヲ印象ヲ與ケル。

ヨ 未ヤンカ一生懸命作ラテモ今ニ敵ガマテ未  
テ掠奪ヨリテ終ル。

ヨ 今後日本ノ進ウヘキ大綱ヲ示ラナケレバ仕事  
ナニカスルニ氣ニナラナイ。

第五 戦後ニ於ケル食糧事情並終戦ガ食糧増産

及供出等ニ及ホシクアル影響

本縣ニ於テハ主要食糧ノ配給定量ニ合シク

ヲ本年七月十日純消費者ニ対シ其ノ

一割ヲ減シ農家ニ対シテハ定量ノ五割減

配給ヲ断行シ尚定量中一割ハ糶穀ヲ

混合ス

戦事終結後ニ於ケル八月末日現在本縣ニ於

ケル總保有米ハ

六万三千石ナリ

是ルニ本縣ニ於ケル一ヶ月需要量ハ十萬石ニシテ

六万三千石ニテハ一ヶ月ノ需要ニモ満たサル現況

ナリ是レヲ此ノ六万三千石ヲ基礎トシテ端境

期タル十月末迄ノ本縣食糧自給對策ヲ

一應慮スマリ

即チ其ノ状況ハ九月一日ヨリ既給定量ニ合ノ

収米三割雜穀七割混合トナス

此ノ混合雜穀七割ハ

麥、馬鈴薯、甘藷

等ナリ(甘藷ニ付イテハ未タ收穫出来アルニ依リ九

月末ヨリ混入ノ事是)

本縣於タル九月中之等主要食糧需要量

米 三万六千石

大麦 四万三千三百石

製粉 六千百石

百諸 五千石(七千方貫)

十月中主要食糧需給量

米 三万石

麦 四万九百石

製粉 七千三百石

日産 二万石(三万八千石)

ナリ、

食糧事情ハ我輩終結以前ヨリ窮迫  
化ノ様相ヲ辿リ居ル多ナルカ最近  
ノ出更リ不日滑ヲ来シ居ル爲メ其ノ状  
况益々深刻化シ

▽学校集ニ於テハ学童間ニ於テ食糧ノ盗

難状発シ

▽食糧不足ヲ補フ爲ニ野菜類ノ混食

領 = 増加シ之カ等 弊業 盜ノ 頗 尅ヲ 来レ  
更ニ =

食用ニ 適スル 弊業ノ 摘集ヲ スルモノ 多シ  
尚 食糧 不足ヨリ 金ヲ 所持スルモノ 尠相

當ノ 高價ヲ 以テ 之カ 購入ヲ 爲ラン 居ル  
状況ニ 照テ 甚 尠 傳ル 冬 周 植ヲ 摘 尠

スレハ

白米 一斗

四斗 亦 万五 千五百 亦

四斗 俵 麦 一俵

五百 亦 万五 千三百 亦

馬鈴薯 一貫 文

十五 亦 万五 千 亦

如シ

終 家 後 食糧 増 添 意 欲 ハ 一 般ニ 低下シ  
殊ニ 終 家 直 後ノ 如キ 農 民 中ニ 一ハ 自 失

445

茫然トシテ農耕ヲ中止シ漫然日晡ヲ経過スル  
者等相當アリタルカ其後漸次手藝ヲ取  
戻シ歸趨的態度ニテ農耕ニ從事シ居  
ルモ一般ニ生産意欲低下シ居ル事其ハ  
否定出来得タル事ナリ

即チ其ノ序列トシテ

ト同クテ喰フ以外増産ニテモ敵英米ニ取ラ

シテ給フノ力亦ル必要カナイ

口養蚕ヲシテモ米口人ノ使フ物ヲ作ルノカ

カラ苦勞ニテ養蚕スル必要カナイトテ飼

育中ノ蚕ヲ捨テタル者相當数アリ

斯ル状況ニテ一般農民ハ現在ノ増産目標ヲ

失ヒ日和見的態度ニテ農耕ニ從事シ居ルノ

長  
野  
縣

実情ニアリ

食糧供出ニ付テハ、目下ノ冬大麦小麦馬鈴薯  
等ノ供出期間中ニアルガ、八月末現在之カ供  
出成績ハ

大麦

供出割当

一〇万六千石

供出ニアルモノ

五万四千石

小麦

供出割当

一三万四千石

供出ニアルモノ

五万三千石

馬鈴薯

割当

二万九千六百石

供出ニアルモノ

一萬六千石

ニシテ物々割当ニ対スル約五割供出ニアル  
程度ノ状況ナリ

昨年八月末現在供出並ニ割当ノ八割

ヲ起ハタルニ比シ本年ノ供出率ハ約五割ニシテ

其ノ成績甚シク不良ナリ之ガ原因トシテハ

口農村ニ疎<sup>ニ</sup>非<sup>テ</sup>者相管数転入<sup>ニ</sup>居<sup>リ</sup>食糧

事情ヲ窮<sup>ニ</sup>迫<sup>ル</sup>ロシメタルコト

口應召<sup>ノ</sup>軍人ノ帰還<sup>ニ</sup>軍需工場従業員ノ

帰農<sup>ノ</sup>等將來食糧不足ヲ見<sup>テ</sup>我<sup>レ</sup>ニ供出

ヲ拒<sup>ス</sup>否<sup>ス</sup>ル傾向アルコト

等ヲ供出<sup>シ</sup>得<sup>ル</sup>カ特ニ注意<sup>ヲ</sup>要<sup>ス</sup>ル所ナ<sup>リ</sup>

口家<sup>ノ</sup>事<sup>ノ</sup>終結後ニ於<sup>テ</sup>之<sup>ノ</sup>等<sup>ノ</sup>供出<sup>ハ</sup>甚<sup>シ</sup>ク低

下ニナルコトニアリ

即チ家<sup>ノ</sup>事<sup>ノ</sup>終結直後タル十六十七十八三日

日ハ繰下ニ於<sup>テ</sup>ル供出<sup>ハ</sup>皆重<sup>ナ</sup>リシガ其後漸次

平靜ニ戻<sup>リ</sup>ワ<sup>リ</sup>ア<sup>リ</sup>ト<sup>シ</sup>其<sup>ノ</sup>供出<sup>ハ</sup>平<sup>ノ</sup>依<sup>テ</sup>



低調ニシテ從前ノ比ニ低ス

將來食糧供給ハ相當困難ノ状ニアルガ

之カ原因ヲ究明スルニ大体次ノ如キ實情ナリ

○從來供給ニ對シテハ戰事ヲ勝技ク為ニ供

出目標ヲ置キタルカ今則チ戰事終結ニ

依リ之カ目標喪失シタルノミナラス其ノ家

事終結自体ガ農民ノ予期ニシタル多

ニ反シ居リタル為多大ナル不滿意湧リ其

一之ニ基田ニテ政府當局並指導者

層ニ對スル不信感ノ強々目下ノ各関係

係官カ供給舊態ニ對シテ農民ハ相當

ニマス一應ノ督勵スラ出来得カル

状ニアル

▽ 飯米ノ退却ヲ定級セシムル為メ生産者ニ対シ  
 還之既給フ条件トシテ但由督勵マ努メ  
 タルカ其後食糧ノ滞、窮迫化ニ伴ヒ  
 是等五割減既給ト為シタル為メ生産  
 者ハ當局ノ不信ヲ鳴ラシ將米ノ供給ヲ  
 阻ム原因ヲ為ス

□ 将米食糧不足ヲ慮リ自家食糧ノ備  
 蓄ヲ確保セシムル為メ總リ供給田  
 一傾何濃化シタリ

尚縣下全獲ニ巨ク弊業不振ノ由更々不同層  
 ニシテ各市場ノ同法休業ノ実情ニ  
 及之ガ民衆生活ニ及ボス影響等相及  
 至大ナルモノアリ

系

第六

一、

軍定 = 對スル 各層ノ意 嚮無ニ 應ニ 友

軍 = 對シテハ 歸還 將兵ノ 物資 携帶

= 極度ノ 不公平アリ 就中、 將校下

士官等、 独善的 且ツ 火事場泥棒

的 事案 = 對シ 批難ノ 声多ク

一般人ノ 立場トシテ 觀來スルトキ

何如ニ 敗戰 軍隊ノ 醜態ヲ 暴

露シタルカハ 規ハシ 大國ノ 民ト

シテハ 襟度ヲ 失シタルモト 謂ハル

○ 戰後 軍人 貴族ノ 上ニ 思ヒテ

至シ 亦 國民 全般ノ 上ヲ 思ヒテ

適切 妥當ナル 方策ノ 下 秩序

三三 原

見配分、行動ニ出テ、欲シイ  
 然ラザルニ於テハ斯ル事態ガ今  
 後、新日本建設上ニ重大ナル  
 支障ヲ思想的ニ蓄シ収拾ス  
 ヲカラザルニ至ル  
 。現在迄軍人独尊感、軍教育ノ  
 形式化等ノ過誤ニ指摘ニ是レ  
 スルモノ多ク、日本國家ガ軍人ニ栄ホ  
 軍人ニ終レリノ事直ニ認メ茲ニ  
 戰争ノ金々増悪スル事ヲ判断表  
 明シ居ルノ状況ニ有リ、戦争終  
 結ノ曉ハ之等軍人ニ其供者ヲ肅止  
 然ラザルニ至トシ、亦受サハ  
 諸君此ニテアリ。

209

2. 官 = 對之ハ從來權力、威力、徹底  
 的 是正ト官独善的 行為、拂拭  
 今後、眞、官民融和、舉平國  
 一心ヲ要望スルモノ多ク、  
 及ヒニ敗戦ノ真相ヲ認識シ、斯  
 々テ徒ラナル責任ヲ探究シ、廢除シ、  
 隱忍自重、約ヲ守リ、愛ニ民心  
 安定ノ早期ヲ期シ、更ニ國民ノ  
 先導ヲ多ラシメテ、望ムノ意見ト態  
 度トニ有之。

中法三(五式)

二 長 野 縣

第七 戰後經濟之關心 民間側ノ意見

戰後經濟之關心之關心 階下各層ノ意見ヲ聽取線  
合ストルニ極メテ 查調ニシテ 共通的ニ國民生活ノ安定  
戰後復旧問題就中、

○ 政治形態

○ 食糧問題

○ 企業ノ再編成問題

○ 失業対策

○ インフレ対策

○ 教育問題

等々今後必然的ニ到來スル所トシテ 了レバキ問題ヲ  
取上げ平面的且抽象的ニ意見ヲ述べ居ルガ  
一般ニ戰後於テハ我が國獨自ノ計畫ニ思ヒ基

方針施策ハ許容セラレズ 總テハ聯合軍ノ意思  
思ハ支配セラルハテ以テ輕々ナシ 意思見附陳ハ隨  
ベキナリトノ見解下ニ在リ

寧リハ民間側ニ於テ研討論議スルヨリ此際政府ハ  
進メテ外交乃至ハ政治的打衝ニ依リ聯合軍ノ  
意圖ヲ把握シ連カニ民心ヲ收結スルト共ニ萬全ナ  
我後対策ヲ明示シ全國民ノ協力ヲ促メ新  
生日本再建ニ努力スベキナリトノ意思見多キ状況

ナリ  
各層ノ意思ハ大同小異ナルガ並ニ之ヲ揚メハ  
次ギハ如シ

(一) 政治界

政治界方面ニ於テハ國家的見地ト自己ノ改洗

的生命上更ニ民意トノ三方面ヲ考ヘ慮シ私見ヲ  
述べ居ル如ク視察セラル。加中ヲ模計スレバ次キノ如クニ  
棟ノ意見ヲ抱懐シ居ルヤコト認メタラン

其ノ一ツハ大日本政治會ヲ何等カノ形懸ニ於テ残存セシ  
メ之ニ國民政治意思整ヲ結束セシメテトスルモノナリ

即チ其ノ理由ハ大日本政治會ヲ解散セバ小党  
分立ヲ来シテ國內混乱ヲ誘発シ國體維持ニ難ク  
トシテ既成ノ大日本政治會ヲ母体トシ所謂政黨  
政治ヲ行フベシトスルモノ

其ノ二ハ右ノ如キハ聯合軍ニ鎮下ニ於テハ到底  
許容セザルコトヲテ民意暢達ハ抑制セラレ政府  
御用黨的存在トナシ惡念アランヲ以テ其  
民衆ヲ其ニ盤トスル政黨ノ樹立ヲ要ストノ説ニシテ

長  
野  
系



末端階級より盛上る意欲より結集せる一級  
民衆の政治意識愈々日即強き下所謂民之義  
的專横思想激之極點に達するに過らざる  
其他共通の取上る居る人食糧対策に於て  
同胞の皆農ヲ唱道すに居り  
之ヲ要約スルハ食糧増産対策ト云  
。既存耕地ノ高度利用即ち我時下ニ於て農  
村勞力枯竭ヲ緩和スル爲農業者經驗者ノ  
帰農ニ依りて之ヲ補充シ集約並農工團ニ  
三割ノ增收ヲ唱ふる事  
。耕地改良ニ依る増産  
。軍干俵、工場取工等ヲシテ集團的ニ稼働  
セシメ米雜穀類ノ増産ヲ計ん

○ 耕地改良に依り増産

○ 農業者の畜力乃至機械化

○ 桑園整理新行に依り作付面積増加

○ 自作農の維持創設

等々此等示し居しんが企業業、始末 失業対策

インフレ防止等に對してハ具體的意見見甚キ状態ナリ

二 農村指導者層

食糧問題の集中、感アリテ概ネ前項ト同様

意見の開陳に居んが特ニ注目スヤキハ秋時下ノ

食糧増産並之の伴、供出方策ハ一方的ニシテ

其ノ上強制且相上ノモノ多カリニラヌ今後施

策當局に於テハ農家自治体ヲ更ニ強化シ所

村長ノ責任ニ於テ最大ノ増産ヲ計リ供出ノ負  
 荷ニ應フルル如ク指導サレ度クトノ要領的意見  
 述グルモノアリ 又一部ニハ農業會ヲ再編シテ  
 中核作トシテ輕工業ヲ吸收セテ農業ヲ主体  
 トスル農工一作ヲ唱フモノアリ 更ニ此ノ契機  
 シテ今後復員軍人ヲ中核トスル食糧増  
 産ヲ計ルト共健民ヲ涵養スルヲナスモノアリ  
 更ニ此ノ如キ有機的活動体ノ前提ヲ為スモノ  
 取能ニ有る人ノ適正配量が必要ニシテ  
 總人口ニ對シ

農水産業	六五%
鐵工業	三〇%
官公吏其他	五%

分配之機構之促ハルニ實情ニ合致スル生産責任  
 仕態勢ヲ確立シ一切之基調トシテ食糧尙  
 賦ヲ解決スベシトノ意見アルニ寧ロ農機具  
 肥料、農耕資材ノ増産ノ要望甚キハ賦  
 我ニ依ル積極性ノ喪失ニ基因ニ所ナリト  
 認メラレ、其他ノ問題ニ對スル意見ハ以務  
 的基調ナリ

三、企業家方面

企業家方面ニ於テハ企業ノ再編、失業對  
 策ニ就キ政府より措置對策ヲ指示サレ度ニ  
 等要望の意見ノ開陳アルノコトヲ前記問題  
 二對シテ尙而困惑ニ施策、術ナキ伏光觀  
 取セラル、尙傾聽スルニ今後經濟界

ノ混乱ハ必スニシテ國家ノ赤字ハ到底補填  
ニ難キヲ以テ幣價ノ切下ゲテ新行ルト共  
ニ戦時立法ノ乱暴的公布ハ統制經濟情  
ノ行辨過キトナリ軍需生産ノ底下遂  
ニ敗戦ノ一因ヲナセルヲ以テ統制經濟ヲ  
可及的ニ緩和シ自由經濟組織ニ能ク  
ハ限リ更改スルノ特異意見アリ

### 四、財界方面

財界方面ニ於テハ專ラ金融問題ニ関シ意  
見ヲ述べ居ルモノ又臺灣ノ状況ニ於テ政  
府當局ノ方針ニ依存シ居ルモノ今後當  
然本年ノ夏季ニ於テハ金融財政上ノ混乱ニシテ  
四百億圓ニ達スル臨時軍事費一千

數百億糸=昇ル公債発行ニ加ヘ重圧的賠償ハ決  
 済困難ナルヲ以テ此ノ際放出資金ノ吸收ノ為ニ貯  
 蓄ヲ為ス外 従来方策ノ外 金ノ準備ヲ為シ幣制  
 切下ゲヲ断行シ用出発スベシトノ意見アル狀況ナリ  
 更ニ現今ノ生活必需品物資ノ法外的価格ハ更ニ拍車  
 セラシ 國民生活ハ益々逼迫ノ度ヲ加ヘルヲ以テ之亦  
 急連ナル根本的措置ヲ要ストノ共通的意嚮アリ  
 ル外特記スベキモノト異之

五、其他、

國民教育モ早晚民主主義的ニ改正サルハ明白ナルガ  
 敗戦ノ一因ヲ為セルハ唯我的偏重教育ニ在リシ事  
 ニシテ今後世界的見地ヨリ又民族繁榮ノ為ニハ米  
 英、蘇、勿論各國、長所ヲ取入 我カ國情ニ即

應スル教育ヲ実施スル要アリトシ一部ニ義務教育ノ  
ニテ年延長ヲ爲シ之ニ配スルニ職能的教育特ニ科学  
教育ヲ施スベシトノ理論ヲ唱導スルモノアル狀況ナリ

### 六、左翼関係者

左翼関係者ハ戦後経筈内題ニ觸ルハ前提トシテ  
概不敷致、原因ヲ究明シ居ル矣カ特徴ニシテ其ノ  
主タルモノヲ擧ケルハ次ノ如シ

- (一) 帝國主義的軍閥政治ヲ指摘スルモノ
  - (二) 日本ヲ誤ラシメタルモノハ重臣財閥ナリトスルモノ
  - (三) 民意ヲ蔽ハシメタ官僚的獨善政治ヲ唱フルモノ
  - (四) 科学水準低ク物質的経済ノ貧弱ヲ羅列スルモノ
- 而シテ各階層ニ比較シテ其ノ意見ハ批判的且解剖  
的ナル矣ニテ一歩前進シ居ルヤニ認メラルカ

戦後

経営ニ對スル代表的意圖トシテ記スルハ、如シ

下伊那郡界村

元大東亜研究室 共甲 羽生 三七

戦後経営ト云フ大キナ内題ハ未ダ研究ヤ論義ヲシテ

事ハ如何カ結局聯合國軍カ何ノ程度ニ認ムルカト云フ

コトカ具體的ニ決定シテカラ出発シテモ、テナクテハ現實ニ

即チナイ多ク、私見ヲ加ヘテ所テ全ク徒勞ニ成スルテハナイカ

新聞論調カ未ダニ甘ミキルニ完全ナル武装ヲ解除シテ後

ニ吾々ガ想像以上ノ事カ山積シテ来ルニ違ヒナイ、

既ニソ聯ノ態度ハ極メテ強硬ナル彼ノ強硬ノ態度ハ

日弁ノ敗戦國ヲシテ 全國民ヲシテ徹底的ニ苦痛ヲ

味ハセルト云フテハナイ

所謂指導者ノ興、切リ換ヘト依然旧態勢的人物ノ



登場より政治指導の切り替へか殆んど不可能ナル  
ナイカトノ視察ヲ以テノ批判デアラウガ政治経済文化  
凡有莫か急速ニ切換ヘラル、事カ大シク我々建設ヲ  
連進セシムル原因トナルノダカラ 従来ノ如キ感情ヤ行  
キ掛リテ一掃シテ全ク自派ノ立場ニ於テ出直スト云フ  
コトカ伊要デアハナイカ

鳩山邊りか既ニ新党内問題ニ一歩ヲ擧ゲタトカ又何  
野密か我後経営ノ土地内題ニ私見ヲ発表スルアタ  
リ今多時局便乗主義ト云フモノデ敗戦國、我後  
経営カソウ軽率ニ取扱ヒルモノテ無イ 眞實ニシテ  
地ニ着イタ行方ヲ真剣ニ研究シ聯合國軍ノ施策  
ヲ完全ニ消化シ夫シカラ出直スト云フ事カ今日ノ日本トシ  
テハ伊要デアラン、

首相官邸下ノ一問一答又新農業政策ノ発表モア  
 シハ何レモ聯合國軍が政治的切替ヘシテ要望シ其政治  
 的切替ヲ行フト云フ政策ヲ表現シタモノデソレハアノ内  
 容ヲ消化スル事ノ出来ル政治家ガアルカ付サト云フ事ヲ  
 暗示シタニ過キナイト想像スルガ從來ノ政治家ガ形ヲ  
 妻ヘテ登場シテ聯合國軍ガ好感ヲ以テ迎ヘル旅  
 ナ事ハナイ

只日本ノ敗戦ハ政体ニ於ケル敗戦事情トハ全ク其ノ  
 趣ヲ異ニシテ居ルト云フト莫ト一方食糧問題モ夫レ程窮  
 迫ヲ示スト云フ事ハ考ヘシナイガ然レ限リタル範圍ニ於  
 テ全國民ガ戦後絲毫ノ運行ヲスルニハ從來ノ行キ方ヲ  
 一妻シナクテハ成ラント云フ事ハ考ヘラシム

殊ニ重要ナ内題ハ食糧問題ノ解決ト云フ事ヲ夫レニハ

土地問題ノ周旋成ト云フ事モ必然的ニ考ヘラレル、

其ノ外失業者対策政策文化ノ吸收 工業用発農  
業ノ機械化有高計画ノ実施ト云フ標ニ考ヘラレルカ  
食糧問題ノ解決モ従来ノ如ク主食ヲ米麦ニ限スル  
ト云フ考ヘ方ヲ一擲シタラバ夫レ程至難ナ事デナイ 粉  
食奨励ニ依ル政策依存計画ヲ実施シタラバ政体ニ於  
ケンカ如キ餓死者ノ続出ト云フ悲慘ヲ見ルコトハナイ

更ニ土地周旋成ノ問題之ハ新聞発表ニアル如ク極  
メテ急速ニ要スル事デアル土地問題ニ大英断ノ行ハ  
レザル限リ 食糧問題ノ解決モ不可能ニアル事ハ明カ  
デ何ニモ私有権ノ否定トカソ朕共産主義制度ニ  
基ク土地問題ノ解決ヲナク 従来屢々政府施策デ  
発表サレテ居ル自作農創設ヲ強制的ニ実施シ

土地問題ノ周篇成ト云フ事モ必然的ニ考ヘラレル、  
其ノ外失業者対策政策文化ノ吸收 工業用発表  
業ノ機械化有高計画ノ実施ト云フ事ニ考ヘラレルカ  
食糧問題ノ解決モ従来ノ如ク主食ノ米麦ニ限レル  
ト云フ考ヘ方ヲ一極シタラバ夫レ程至難ト事デナイ粉  
食奨励ニ依ル政策依存計画ヲ実施シタラバ政改ニ於  
ケルカ如キ餓死者、続出ト云フ悲慘ヲ見ルニトハナイ  
更ニ土地周篇成ノ問題ニハ新聞発表ニアル如ク極  
メテ急速ニ要スル事デアル土地問題ニ大英断、行ハ  
レザル限、食糧問題ノ解決モ不可ニアル事ハ明カ  
デ何モ私有権ノ否定トカワ朕共産主義制度ニ  
基テ土地問題ノ解決ヲシテ 従来屢々政府施策デ  
発表サレテ居ル自作農創設ヲ強制的ニ実施シ

大地主制度ヲ撤廃、大地主ト墾モ耕作及別

一所歩乃至ハニ所歩位ニ限定シ政府保債ニ依ル強制

ヲ行ワラ、低位農業ノ根絶ヲ期スルト共ニ部落單位

者視制度ヲ實施シ土地採能ノ高變化ヲ計ルト

云フ方法デ一方テハ土地改良、耕地、交換分合モ實

施シテ集約的農業ヲ高變化ニテ行ク

勞力対策ニ付テハ共同經營ヲ依ル物ノ產出ヲ増大サセ

ルト云フ方法デ農業ノ合理化、農業ノ科學化ヲ實ル

スル、夫レニハ、國土農林研究所ノ設置モ必要トナリ

現在ノ如ク原始的農業ニ等シイ方針ヲ一上ニテ行ク

事ヲ政治的ニ解決スルニトカ必要デアリ、

吾面ノ内題トシ公失業対策モ重要カガ、<sup>之</sup>聯合國

軍ノ方針ト周旋性ノアルヲテ復興対策ニ其他

ニ其

手取産業ニ何名必要カト具體的方針カ発表サレ  
始メテ失業対策内題モ生シルカ完全ナル失業者ニ對シ  
テハ社會保險制度ト相互救済施策ヲ行ワテ救済スル  
事モ考ヘヨシム

文化ノ吸收之モ重要ナ事柄デ世界手取ノ文化基準  
ヲ昂メルニハ矢張り哲學的硏究モ必要トハナルカ之レハ  
一經一夕ニ解決サレル事デナイ工業ノ開發之レハ今后  
極メテ重要ナ事柄デアアルカ聯合國軍ト賠償金  
制度カ具體化シテヨリノ事柄デ日本獨自テ決定スル  
事ハ恐ラク不可能ナエトデアリ

政府ハ戰後ノイシテシテ其戒シテ居ルカ之レハ余リ  
神聖質的ナ考ヘ方ハ什ウカト思フ 既ニ一部物資ノ  
値下ヲ示シタトモ云ハレ又國庫予算一面ヨリ之ヲ見

トキニ官吏並用乃至ハ復興資金ノ範圍ニ止マ

ワテ居ルカラノ食糧対策ヲ解決セシム其ノ心配

ハ毎イ

要ハ戦后至甚ク重莫ハ土地問題ト食糧対策

策ノヲ遂ニ限局ナルヲ毎イカト考へル

以上

第八 戦後経済の付急要に於ては、実施すべき施策並  
意見

本縣に於ては、戦災の被害少く、此の故に、  
府に於ては、特に施策の要なきモノナリ。一取敢  
へて、施策の要なきに即ち、

食糧問題、企業、再編成、夫等、対  
策、イニ、此策、等ナリ。

(1) 食糧問題

國民生活安定の根本対策、何れも食  
糧供給体制の樹立ナリ。

戦争終結後、於ては農民の生産、急從  
頭ニ低下シタルノミナラス、供出ニ對スル  
急務トシテ、農民向ニ自己消費、食糧  
確保以外ハ増産スルノ必、要ナシトスルノ傾



向ヲ強メソアリ

故ニ此ノ際ハ民生生活安定之施策ノ前提ト  
ル食糧増産急務ノ昂揚並之等食糧  
ノ円滑ナル供給ヲ図ルニアリ

戦平締結ニ伴ヒ農民ノ政務並指導當

局ニ対スル不信感ハ相當濃化シツアルヲ以

テ従来ノ如キ指導督励方策ニテハ其ノ方

全ヲ期スルニト得ザルノ状況ニテリ故ニ此ノ際

食糧増産方策トシテ農民ニ対シ

生活必要物資 生産資材ノ交換既

等ノ施策ヲ拡充シ更ニ亦

▽供給基準ヲハ村学的見地ヨリ根本的ニ是

メ供給ノ公平ヲ期スルキ体制ヲ定メ成スル事

中長3(島友納)

か但不要アリト誤リ

(2) 企業ノ再編成問題

本邦ニ於ケル雇用需閑率ニ場ハ二千一余ニ場ニシテ之ヲ従業員ハ約十四万人ナリ

之ニ對シテ需産業ヲ平和産業ノ急速轉換ハ従業員ノ生活安定ヲ期スル上ニ重要ト察ス

要アリ

現在ノ各中央ニ於テ根本的施策發表ナキ爲

本邦ニ於テモ未ダ具体的指導方針樹立シ得ス

單ニ彌縫的方針ヲ以テ自主的轉換ヲ勸

奨シ居ル程度ニテ恒久的産業轉換ハ

見込ヲ果シ得サル實情ニシテ此ノ際中央ノ根

本方針樹立ト相俟ツテ急速ニ産業轉換

ノ施策ヲ進展マシムル要果切ナルヲ認リ

(3) 失業対策

海外より帰還する者及帰郷軍人等相當多数より之が受入対策はアハ協議研究ヲ進ムコトアレタムナカ其ノ根本的解決ハ専業不体制ヲ確立シ之ヲ業帰還者ノ夫再ナキヲ期スルニアリ

本縣等ノ実情ヲ見ルニ之等ノ帰還者ノ大部今ハ漸定的ニ一度農村ニ帰着スルモノト認メラルカ。農村人口ノ過剩等ハ之等ノ帰還者ヲ永久ニ農村ニ止ムコトヲ得ザルニシテ、若シ之等ノ対策ニ欠ケル多アランカ、農村経済ノ破滅ヲ来シ、失業者増出シ、治安上重大ノ問題ヲ生起スルモノト認メ、  
(4) 予ニシテ対策

稼下ニ於テモ軍需産業ノヨリ轉換ノ平ニ  
 産業ノヲシテカ之等ノ従業員ノ賃金ハ  
 一日ニ亦二前後ニシテ現今ノ如キニシテ  
 經濟ノ不安定ヲ期し得ルヤルニ状況ニテ  
 終末人口過剰ニ依ル債金ノ但廉反夫業  
 者破産等ト対比ニシテイニシテ対策ニ付テハ  
 慎重ナル考慮ヲ要スル外ナリ  
 殊ニ資産ヲ有スルモノト何等ノ蓄積ハナキモ  
 懸隔甚シキ現今ニ於テ先金ナルイニシテ  
 策極之セサル時ハ庶民階級ノ經濟生活ノ  
 破綻ヲ端シテ危シク治安上憂慮スルキ  
 事態ニ違着スルノ危険性漸次増大  
 ニシテアリ

、第 九 首相、憲 八月二十八日 内閣新

記者ト、此會是、際ニ於ケルハ所見

ニ對シ、各層ノ、意、御向

右ニ周注、第 下 各層ノ、意、御向、ヲ綜合スル

ニ 大要、三 林、觀、方ニ有之、即チ

一 般 縣 民、層ニ有、國テハ、臨、六、世

二 前 首相ノ、意、林トシテ、ヨクモ、戰前

カ、カ、ウ、ノ、状、況、ヲ、觀、察、セ、ラ、シ、大、勝、享

ト、考、シ、直、ニ、伊、重、示、游、ハ、井、セ、タ、シ、

ト、考、シ、好、感、ヲ、以、テ、迎、ハ、ラ、シ、ア、リ、。 次ニ

公、長、下、指、導、者、層ニ有、リ、テ、ハ、

一 部、内、容、ニ、於、テ、全、般ニ、公、表、ス、ル、ヲ、適

當、ト、セ、ル、ハ、即、チ、就、中、特、高

三三三 (三三三)

終之 察、竹過ギ 是正 等、内終

ハ 今後 国内、身ニ 眞、ハ、重要

ナ 機、内、指、過、云々、ス、ハ、ト、ラ、カ、ト

ト、ニ、首、相、ハ、真、林、ハ、正、直、過、キ、ル、ト、カ、ス、観

方、アリ、ハ、第、三、三、六、一、部、過、機、層、

ニ、有、リ、テ、ハ、

一、右、中、外、見、ハ、國、務、相、緒、方、竹、上、虎、カ

一、六、首、相、高、一、云、ハ、シ、タ、タ、モ、リ、有、

一、緒、方、不、都、合、ナ、リ、

ト、ノ、右、三、杯、ノ、見、解、ニ、有、之、何、レ、モ、更

ニ、声、ヲ、大、ニ、シ、事、態、ヲ、起、ス、域、ハ、勿、論

ト、出、カ、ル、ノ、状、況、ニ、有、リ、

中長三

別紙 伝布シテ

國民ノ立テ

同各帝一死殉忠隊

大日本帝國ハ神國ナルハナリカ  
 ハヌカカ否々断シテ否神風ノ吹キ給フノ人正ニ此レカ  
 ラテアル一死殉忠一億總蹶起アルトコマ申ス神  
 ハ加護ヲ垂レ給フテアル然ルニ戦意ヲ失ヒ國ヲ  
 賣リ吾々ヲ賣ル畏シオソレオクモ  
 天皇陛下迄モ歎満シ給ハリ重臣、閣僚共ハ己  
 レ一個ノ生命ノ安全ヲ圖ル為メ神ノ加護ニ頼  
 ラスシテ敵國ニ降ソタテアル、無條件降服  
 ハ重臣、閣僚、ノミテアル吾々ハ断シテ降服シテ  
 神國日本ヲ未英化セシメントスル新内閣

長野縣

指導に從テ行クヲアヤスルヲ新中ニ歎カレテ  
一身一安全ト皇國トカ。引換ニスル者共、言ニ歎  
ナル、ナ健全ナル團體維持ノモト一億總力奮  
起スル歟今ニ於テ他ニ無クノ知。



特ニ秘受第二五九號

昭和二十年九月十七日

了 長野縣知事 大坪保雄

内務大臣 山崎 巖殿

在京報國新聞社 青藤直幹

時局言動ニ関スル件

右ニ戦争終結前 寺田福次郎

小林省三郎 等ト共ニ 交戦積極

論者ニ 連絡策動中 迄 遂ニ 敗

当分 静養スベク 同志

管下 上田市川原村外

長野県

警察部用

又東亞青年同盟

細田信次

方ニ訪問同名ノ世誌ニテ目下小縣郡  
 別所村温泉花屋ホテニ靜一美良  
 中一十ニ去ニ十一日 小縣署真ニ左  
 記言動アリタリ  
 右及中報ハ也

記

今日ノ戦争ハ結果ニ付テ私ハ斯様  
 徹底的ノ侮辱ヲ受ケテ迄降  
 伏シテヤレバナラナカッタ  
 理由ヲ知ラナイ  
 之私評シテハナク一般國民モソリ  
 有ラント思フハ勿論アリ  
 當時

中長3 (葛友納)

264

警察部用

指導者、戦争遂行に對する  
 指導方針、殊に支那減利に  
 對し、莫くも、持ッテ在リ  
 十五日、放送ヲサシ、時モオソ  
 うク國民に渡ルニ水テ私、知人  
 ヲモア、一日ハ

玉音ヲ拒ムト云フノデ神前ニ  
 灯明ヲトゲ、服装ヲ改メテ一億  
 萬ク死ス

ト仰セラルルト思ッテ法ヲノニ正反對  
 十結果デ非常遺憾カツテ在リ

私ハ十四日、梁ニ切ッテ在リ

アノ御意ニ録音ヲ有ツタノデ簡キ

長手系

友より愛より到頭放送の陣力十カッ  
 し面白く愛いので毎日履き本ん  
 柿十次才アス、  
 アノ後、新夕、社会主義ヨシ然  
 ト書キ立テの結果二十年アモ  
 進取軍一が馳毛、民文、義  
 ヲ吹込ニテ、社会主義、共産党  
 義ニ進ニテ、事ハ必然デ  
 セリ、國民モ、國家トポイント何  
 シヤ電ク考ハテ、ユウクト云フ事  
 毛、河、野、密ヤ平野、田、ガ、大、分  
 勤、イ、テ、信、ン、柿、ゾ、ガ、奴、軍、ノ、カ、太、鼓、ヲ  
 叩、イ、テ、信、ン、中、ニ、ソ、眼、ガ、何、ト、カ、レ、テ

中長3 (葛友納)

素心多ト思ッテホル

日本ハ鐵死者カ出ル所カ血ヲ血ヲ

使ッ称ナカッタノスペインノ称ニカキリ

米国内ヲモ失業者ヲ続ッテ動出

カ起ル称ニナリ終局ニ於テハ鐵

ノ思ッ壹ニ嵌ッテヤクダラウレ

私ニ面白ク愛イノデ何モ考ヘズ

斯ヲシテ復テ度ル称ナ次第ハデ

ス

云々、

警察部用

長手系

特二秘登第一六二號

昭和二十一年九月十九日

長野縣知事 大坪保雄

内務大臣 山崎巖 殿

内原農場 東京聯盟ヲ綾川  
言勅ニ関スル件

長野市南郷町

代田文誌

右者前由農相石黒忠篤其他内原  
農場加藤寛治等ノ親交アリ

三  
予  
系

警察部用

加藤寛治ノ招請ニ依リ九月四日ヨリ  
十五日迄之ヲ訪問此ノ程場長セルガ  
計帳署員ノ訪往ニ対シ内原ノ今  
後直ニ東亞聯盟ヲ凌リたノ如ク務  
ル急アリリ  
右ノ由ノ報候也

記

特ニ私ニ用事ト言フ擇リモ莫カツ  
タノデスガ裁量ノ加負ケテ了ヒ今迄  
本當ニ力ヲ入レテ皆ク滿洲ニ朝鮮  
モ皆款目ニナツテ了ツクノデ其ノ淋  
シク况持ヲ紛ラワス爲ニ私ヲ呼ブ

警察部用

加藤先生之終戰直後終戰  
 原因ニ就テ非帝ノ煩内サレテ且ノ  
 眞相ヲ石黒カニ尋ネラレリ  
 石黒カニハ此ノ事ニ就テ今度ノ出聖  
 断ハ決シテ皇臣又ハ閣僚が陛下ノ  
 御聖明ヲ覆ヒ奉リト言フ様ナ事  
 ハ決シテナク  
 眞ニ大詔ニ採スガ如ク御聖断  
 アツテ皇臣閣僚ノ如キモノ勤キ  
 結果ヲハ無ク事ナクハ石黒忠心篤  
 首ニ掛ケテモ言明スルト申サレリ  
 親友石黒カニカラノ言葉ヲ聞キ加藤  
 先生之刻リ切レス氣持ノ曇リヲ晴ラ

三子系



仁科博士ヲ訪問シテ原子爆弾  
 之研究ニテ色々加藤先生ガ圓ヲ参リ  
 其ノ模様ニ依ルト免ニ角廣島ニ投  
 下リテ爆弾ノ成否其ノ程度ヲサシ  
 パンノ基地ニ於テ測定シテ告ケリ  
 此ノ例ニ於テ觀テモ科學ニ於テ其ノ  
 比テハナイ

今迄何シトシテモ心ノモヤ／＼ガ晴シナカ  
 ツキガ事能ク真相ヲ知リ得テスッキリ  
 晴レ／＼シテ本音ニ心ヲ切換行カ  
 ネバナラヌ然レニ加藤先生ハ今後モ  
 日本精神ハ捨テナイヨ  
 即チ日本精神ハ統一宇ノ意味ハ

中長3 (葛友納)

超世界的ノモノガ

今迄日本精神トハ武ヲ持テ結ビ付テ

居テ様ナモノガ 武ヲ捨テテ多目標迄

界ノ平和ヲ為ニコソ今迄ヨリ気交テ日

本精神ヲ提唱スルコトが出来ル

今後ニ文化面ヲ以テ進歩シテ行カネバ

ナラヌソ解ト来玉間ニ支那大陸ヲ

統テノ向題ニ無イトハ言ヒ切ラナイ

然レ此ノ機会ヲ利用シテドウコウ等

ト言フ里心ニ根本的ニ捨テ、掛ヲネバ

ナラヌ之ガ在界ノ最終戦トナルカモ

知レヌ

内原農場等ニ目標ヲ失テ以上残存

警察部用

三 手 系

スル 擇ニモ 行カヌ 近イ内 解散スルガ  
 各 將 單位ニ 引取テ 各 縣 毎ニ 農 作 隊  
 ノ 様 ナモノシテ 違 言セラルコトニ 思フ  
 ガ 其ノ 細 部ニ 弄 シテハ 石 里 サニト 小  
 平 サニニ 一 仕 リト 言テ 弄 リマシキ  
 加 藤 先 生 等ハ 本 當ノ 武 道 家 テスカ  
 ラ 其ノ 眞 因 眞 相ヲ 知レバ アツサリ 頭シ  
 ヲ 下ゲル 心ノ 切 換モ 容 易ニ 出 来ル 様  
 テス  
 私 等モ 加 藤 先 生ノ 才 氣 持ヲ 羨シカ  
 ラ 心ノ モヤ<sup>ク</sup>ガ スツカリ 精レテ 諦ガ 付  
 キマシキ  
 其レカラ 元 東 亞 解 盟ノ 石 原 中 將ガ 又

東亞聯盟、運動ニ勃キ出、  
 福島、他、縣ヲ演説等ヤツテ、  
 様デスガ此ノ人モ今テニナツテ見レバ、  
 東條、サレノ爲ニ軍ヲ首ニナツテ、  
 責仕者ニモナラズ、  
 復興ノ爲ニ大ニ活躍スルコトが  
 出ル。トスレバ、寧ロ日本急、  
 爲ニ幸ナツキ。カモ知レヌ

以上

警察部用

長手系

送付人

佐賀

官特

高和茶第

第

昭和二十年九月二十二日

事務官

佐賀縣特高課長

内務省保安課

有藤事務官殿

結社許可指令書送付依頼方三箇案件

言論集會結社、取扱三箇案件、本年八月

二十九日付、保条第一、第三、第六條及今日付改定保

局保条甲第二條、依此通禁二其等、處理

準備中、十九日

本縣、在リテ、大詔、直接、於今、

保安課  
20.9.27  
第 号

考書類燒却ニ当リ量表ニ言論集會  
結社等臨時取締法ニ基キ貴庁ヨリ  
送付致シタル結社許可指令書モ同時  
燒却ニ保管ナキ為  
結社許可願出受理ニ場合支障アリ付  
至急送付方取討ヒ相成度  
右及仰依頼候也

202

保安課長

事務官

警察部用

特二秘發第一八一號

昭和二十一年九月三十日

長野縣知事

大坪保雄

内務大臣 山崎 巖 殿

政治結社許可ニ係ルニ付

立憲義勇正會中土支部

南小谷支部

大所支部

右政治結社許可出ル旨ニ對シ其ノ内容  
調査セリ 知事許可支障 無キモノト 認

271

長手系

〆ラレタルヲ以テ昭和二十一年八月二十九日  
 保登第三六號言論集會結社、取扱  
 昇云々此中由通牒、基十周年九月  
 二十七日右各結社、許可ヲラリ  
 依而各予出書正本添付、上  
 右及由報候也



272

政事結社願

一 名稱

立憲養正會

中土支部

一 會則

(別紙貼付)

一 事務所

中土村六、九三三、二

一 主幹者

本籍地

長野縣北安曇郡中土村

現住新本籍地内

茶田寅吉

昭和十三年二月四日生

右言論出版集會結社等臨時取締法第二條ニヨリ及願出候也

昭和二十年九月二十二日

右願出人

茶田寅吉



内務大臣 山崎 巖 殿



立憲養正會 中上 支部規約

一名稱 本會ハ立憲養正會 中上 支部ト稱ス

一目的 本會本部指導ノ下ニ 天皇精神ニヨレル新日本

建設ノ大業ヲ完成シ人類究極ノ願望タル絶對平和ノ世界ヲ現出セシムルコトヲ以テ目的トス

一組織 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

支部長一名 理事長一名 理事 若干名

一會計 本會ノ經費ハ會員及有志ノ義納ニヨル

一雜則 本會ハ毎年二回會員總會ヲ開催ス

但シ支部長必要ト認メタル時ハ臨時總會ヲ開催スルコトアルベシ

以上

273

政事結社類

一名稱 立憲美食正會

一會則 (別紙貼付)

一事務所

一主幹者 本籍地

現住所

南米谷支部

南米谷打七二〇番地

長野縣北安曇郡南米谷

本籍地同

平川健三



明治十七年十一月九日生

右言論出版集會結社等臨時取締法第二條三〇及願出候也

昭和二十年九月二十二日

右願出人

平川健三

内務大臣 山崎 巖 殿



立憲養正會 前章の支部規約

一名稱 本會ハ立憲養正會前章の支部ト稱ス

一目的 本會本部指導ノ下ニ 天皇精神ニヨレル新日本

建設ノ大業ヲ完成シ人類究極ノ願望タル絶對平和ノ世界ヲ現出セシムルコトヲ以テ目的トス

一組織 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

支部長一名 理事長一名 理事 若干名

一會計 本會ノ經費ハ會員及有志ノ義納ニヨル

一雜則 本會ハ毎年二回會員總會ヲ開催ス

但シ支部長必ズト認メタル時ハ臨時總會ヲ開催スルコト  
アルベシ

以上



稱

成日

則

事務所

一責任者

右及願出候也

政治結社願

立憲美食正會

昭和二十年九月二十五日

(別紙貼付)

大町支部

長野縣北安曇郡大町三三三番地

同上

飯田賢市

昭和二十年九月二十五日

右

飯田賢市

警署署長 山崎 殿

内務大臣

殿



立憲美食正會大町支部規約

一名稱 本會ハ立憲美食正會大町支部ト稱ス

一目的 本會ハ本部指導ノ下ニ新日本建設ノ大業ヲ完成シ人類究極ノ願望タル絶對平和ノ世界ヲ現出セシムルコトヲ以テ目的トス

一組織 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

支部長 一名 理事若干名

一會計 本會ノ維持費ハ會員及有志ノ義納ヨリ據出ス

一雜則 本會ハ年二回會員總會ヲ開催ス

但シ支部長必要ト認めタル時ハ臨時總會ヲ開催スルベシ

以上



昭和二十年十一月二日

事務官

長野縣特高課

井上日

~~事務官~~

勤

井上川

昭

右者目下女管下山田温泉水之於病氣静一差

中一川貴院議員一病氣是年一兼不 静免

一目的ヲ以テ事ト上山田温泉水ニ来遊一予

定ナリ(参考)

特ニ秘登第一六八號

昭和二十一年十月二日

長野縣知事 大坪保雄

内務大臣 山崎巖毅

政治結社許可ニ係ル件

小縣郡丸子町大字上丸子一六三三

山 岸 勇 次 郎

明治三十五年十月生

右者ヨリ出ル格セル立憲養正會丸子支部  
結社許可ノ件ニ係ル其ノ内容ニ調

三 手 系

277



査セル也 許可支障ナキモノト認メテ  
 ルヲ以テ 昭和二十一年八月廿九日 保  
 第三六號 言論集會結社ノ取扱  
 ニ係ルニ付 本結社ノ許可ヲナシテ  
 本結社ノ許可ヲナシテ 以テ 予  
 正本添付ノ上 右及申報候也

278

内務大臣  
山崎 義 閣下

政事結社願

立憲養正會 丸子支部



- 一 名稱 立憲養正會 丸子支部
- 一 會則 (別紙貼付)
- 一 事務所
- 一 主幹者 本籍地 現住地

長崎縣中津島郡丸の内大字上丸子一丁目二番五

長崎縣中津島郡長瀬村大字練合六丁目

住所 丸の内大字上丸子一丁目二番五  
山岸勇次郎

明治三十二年十月一日

右言論出版集會結社等臨時取締法第二條ヨリ及願出候也

昭和二十年九月十九日

山岸勇次郎

立憲養正會 九子 支部規約

一名 稱 本會ハ立憲養正會 九子 支部ト稱ス

二目的 本會ハ本部指導ノ下ニ 天皇精神ニヨレル新日本建設ノ大業ヲ完成シ人類究極ノ願望タル絶對平和ノ世界ヲ現出セシムルコトヲ以テ目的トス

一組織 本會ニ左ノ役員ヲ置ク  
支部長一名 理事長一名 理事若干名

一會計 本會ノ經費ハ會員及有志ノ義捐ニヨル

一雜則 本會ハ毎年二回會員總會ヲ開催ス  
但支部長必要ト認タル時ハ臨時總會ヲ開催スルコトアルベシ

以上

特ニ批發第

昭和二十年十月四日

長野縣警察部長

部

内務省保安課長殿

鶴鳴ニ代表指建一南、  
動靜ニ関スル件

東京郊麻布区板木町七五

鶴鳴ニ代表指建一南

加者昭和二十年九月七日

日雲部 安曇村中ノ湯ニ小林健太郎

長手系

警察部用